

報 道 資 料

静 岡 市

(2025 年 2 月 28 日)

◆件名	静岡市学校運営協議会委員報酬の未払い																							
◆覚知日	2024 年 9 月 19 日（木）																							
◆概要	・学校運営協議会とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会がその所管する学校に設置する組織で、各学校の運営方針、地域と学校の協働活動の進め方や課題などについて協議を行います。 ・学校運営協議会の委員は、連合自治会長などの地域代表者や学校長などの学校代表者で、教育委員会が任命します。このうち学校代表者以外は非常勤特別職の地方公務員に該当するため、教育委員会から報酬を支払う必要がありますが、2018 年度に法令解釈を誤り、委員報酬を「無償」と判断してしまいました。 ・2024 年 9 月、委員報酬が 2019 年から未払いの状態であることが判明しました。2019 年度及び 2020 年度分は、労働基準法に基づき時効となるため、2021 年度から 2023 年度までの報酬額及び遅延損害金を支払います。																							
◆経緯と 対応状況	2018 年度 2019 年度 2024 年 9 月 19 日～ 2025 年 2 月 21 日	学校運営協議会設置に向けた準備。法令解釈を誤る 学校運営協議会の設置開始 委員報酬の未払いを覚知。経緯や実態の調査を開始 各委員へのお詫びと報酬の受取意思確認を進める お詫びと報酬の受取意思確認を完了																						
◆対象者等	・支払い対象となる委員数： 339 名 - 報酬を受け取る委員数： 206 名（下表①及び②） - 支払う報酬額：959,000 円（下表①及び②）※日額 1,000 円 - 支払う遅延損害金： 24,293 円（下表①） ※遅延損害金は、民法 404 条 2 項に則り、年 3 %の割合で日割り計算 支払い対象となる委員339名の意思確認結果 <table><tr><th>区 分</th><th>人数(名)</th><th>報酬額(円)</th><th>遅延損害金(円)</th></tr><tr><td>①報酬及び遅延損害金を受け取る委員</td><td>117</td><td>530,000</td><td>24,293</td></tr><tr><td>②報酬のみを受け取る委員</td><td>89</td><td>429,000</td><td>－</td></tr><tr><td>③報酬の受け取りを辞退した委員</td><td>133</td><td>489,000</td><td>－</td></tr><tr><td>①+②+③計</td><td>339</td><td>1,448,000</td><td>24,293</td></tr></table>				区 分	人数(名)	報酬額(円)	遅延損害金(円)	①報酬及び遅延損害金を受け取る委員	117	530,000	24,293	②報酬のみを受け取る委員	89	429,000	－	③報酬の受け取りを辞退した委員	133	489,000	－	①+②+③計	339	1,448,000	24,293
区 分	人数(名)	報酬額(円)	遅延損害金(円)																					
①報酬及び遅延損害金を受け取る委員	117	530,000	24,293																					
②報酬のみを受け取る委員	89	429,000	－																					
③報酬の受け取りを辞退した委員	133	489,000	－																					
①+②+③計	339	1,448,000	24,293																					
◆原因	・2018 年度に、学校運営協議会の設置に向けた準備作業の中で、担当者が法令解釈を誤り、委員報酬を「無償」と判断してしまいました。 ・2024 年 9 月に覚知するまで、担当部署の職員が誤りに気づきませんでした。																							
◆今後の 対応	・報酬を受け取る委員への支払いは 4 月中旬までに完了する予定です。 ・新たな事業等を進める際には、一担当者・一部署で判断するのではなく、コンプライアンス部門へも相談・確認するなど、法令解釈を徹底します。																							
◆問い合わせ	教育委員会事務局教育局教育総務課 川口・柴田、電話：054-354-2369																							

※別紙資料 無

静岡市の学校運営協議会…小中一貫教育推進のため、43 の中学校区ごとに設置することを進めている。2024 年 4 月時点で 35 中学校区に設置済み。なお、委員数は 769 名、一協議会の委員上限は 30 名で任期は 1 年。再任を妨げない。